

福岡県公報

平成二十三年二月二日
第三千二百十四号
増刊 ①

目次

再掲

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(生活安全課) | |
| 福岡県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例(健康増進課) | |
| 福岡県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例(保健衛生課) | |
| 福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例(高齢者支援課) | |
| 福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(労働政策課) | |

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

平成二十三年一月二十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第一号

福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

福岡県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年福岡県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年一月二十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二号

福岡県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

福岡県妊婦健康診査支援基金条例(平成二十一年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年九月三十日」を「平成二十四年九月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例をここに公布する。
平成二十三年一月二十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三号

福岡県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例

(設置)

第一条 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進し、疾病の発生及びまん延を予防することを目的として、市町村が実施するこれらのワクチンの接種を支援するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第一条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年一月二十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四号

福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例

福岡県介護基盤緊急整備基金条例(平成二十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「高齢者」の下に「等」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年一月二十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五号

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。